

第2回熊本市行政区画等審議会 会議資料



日時 平成21年11月24日(火) 15時00分～
場所 熊本テルサ 1階「テルサホール」

目 次

【議事】

- (1) 合併協議会での協議結果報告について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 「合併特例区」と「政令指定都市の区制」について・・・・・・・・ 13
- (3) 区役所の機能について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (4) 行政区画編成及び区役所位置の検討に当たっての
基準についての考え方（既存政令指定都市の例）・・・ 23

〔 議 事 〕

(1) 合併協議会での協議結果報告
について

(1) 合併協議会での協議結果報告について

1 城南町・植木町との合併協議会の協議項目について

平成20年10月2日に設置された熊本市・城南町合併協議会では7回の協議会を開催し、住民に身近な事業26の協議項目についての協議を行い承認がなされた。また、同年12月4日には熊本市・植木町合併協議会が設置され、城南町との合併協議会と同様に7回の協議会を開催し、27の協議項目についての協議を行い承認がなされた。協議項目内容は次のとおりである。

熊本市・城南町合併協議会協議項目一覧

1	合併の方式	15	補助金・交付金等の取扱い
2	合併の期日	16	総務関係事業の取扱い
3	新市の名称	17	企画財政関係事業の取扱い
4	新市の事務所の位置	18	市民生活関係事業の取扱い
5	財産及び債務の取扱い	19	健康福祉関係事業の取扱い
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	20	子ども未来関係事業の取扱い
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	21	環境保全関係事業の取扱い
8	地域自治組織等の取扱い	22	経済振興関係事業の取扱い
9	地方税の取扱い	23	都市建設関係事業の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い	24	教育関係事業の取扱い
11	合併市町村基本計画	25	水道関係事業の取扱い
12	一部事務組合等の取扱い	26	電算関係事業の取扱い
13	使用料・手数料の取扱い		
14	公共的団体等の取扱い		

熊本市・植木町合併協議会協議項目一覧

1	合併の方式	15	補助金・交付金等の取扱い
2	合併の期日	16	総務関係事業について
3	新市の名称	17	企画財政関係事業について
4	新市の事務所の位置	18	市民生活関係事業について
5	財産及び債務の取扱い	19	健康福祉関係事業について
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	20	子ども未来関係事業について
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	21	環境保全関係事業について
8	地域自治組織等の取扱い	22	経済振興関係事業について
9	地方税の取扱い	23	都市建設関係事業について
10	一般職の職員の身分の取扱い	24	教育関係事業について
11	合併市町村基本計画	25	水道関係事業について
12	一部事務組合等の取扱い	26	電算関係事業について
13	使用料・手数料の取扱い	27	政令指定都市移行に関する事項について
14	公共的団体等の取扱い		

両合併協議会では「新市基本計画」を策定し、合併後10ヵ年計画で新熊本市としての一体的なまちづくりを行うこととしている。（協議項目11 合併市町村基本計画）。

また、旧町域を単位とした「合併特例区」を5年間設け、地域の特性に応じて引き続き旧町域で行うことが効果的な事務（地域の祭りの開催や公の施設の管理等）を行うことで、旧町のアイデンティティを残しながら新市の一体的なまちづくりを円滑に図っていくこととしている（協議項目8 地域自治組織の取扱い）。

2 合併協議会での承認事項及び意見について

①熊本市・植木町合併協議会 「協議項目第27 政令指定都市に関する事項について」

協議第27号

政令指定都市移行に関する事項について（その2）

政令指定都市移行に関する事項について承認を求める。

平成21年 4月20日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸山政史

政令指定都市移行に関する事項について

- 1 区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス（諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス）業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。

行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。

平成21年 5月25日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

政令指定都市移行時の区役所の設置について

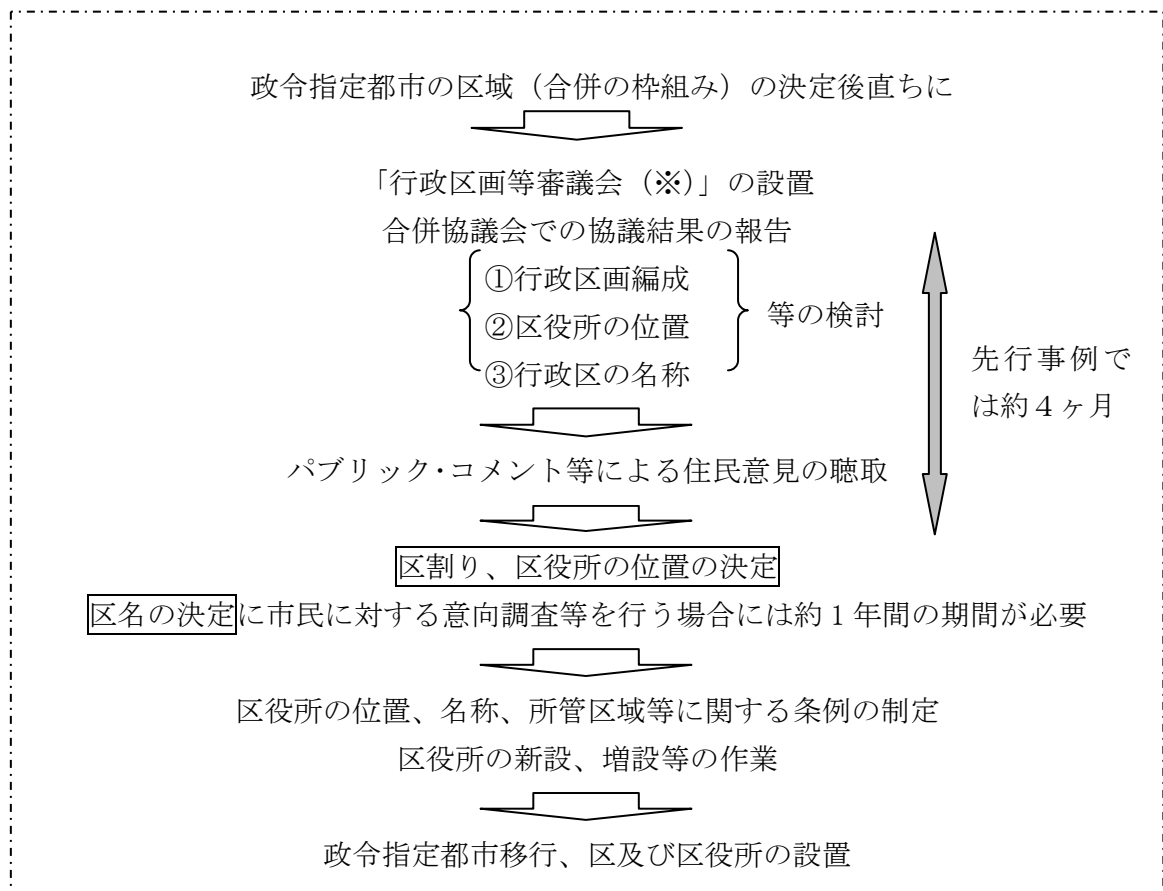
1 区制の概要

政令指定都市は、地方自治法第 252 条の 20 に基づき、市長に属する事務を分掌させるため、市内をいくつかの区に分け、区役所を設置するもの（必置）とされている。

その主な目的は、都市規模やその機能・行政組織が大きくなると、市民と行政との距離が遠くなりがちなことから、市域を適切に区画することにより、日常生活に密着した行政サービスを提供するとともに、市行政と住民との距離をより短くし、区域の実情に応じたきめ細やかな施策を行うなど、区ごとの個性を活かしたまちづくりを進めることにある。

2 区役所の位置の決定までの流れ

区役所の設置に至るまでの手続きは以下のとおり。



※「行政区画等審議会」とは、上記①～③等を具体的に審議するため、学識経験者や市民代表、行政関係者等で構成する市長の諮問機関（附属機関）

3 区役所位置を検討するにあたっての留意点について

一般的には、次のような点に留意して区役所位置の検討を行うこととしている。

①既存施設の活用

総合出先機関となる区役所には、その施設に一定程度の規模が求められるとする一方、政令指定都市移行までの限られた期間内に区役所の体制を整備するため、行財政状況も考え合わせ、市有施設など既存施設の有効活用を最大限考慮する必要がある。

②用地確保の可能性

大都市行政における市民との協働や行政サービスの拠点となることから、区役所の用地はゆとりある広さが望ましく、また、公共交通体系等を踏まえ、駐車場の用地確保にも留意する必要がある。また、政令指定都市移行までの限られた期間内に適当な規模の用地が確保できる可能性があることが必要である。

③交通の利便性

区役所までの時間距離ができる限り短くなるよう、道路や鉄道、バスなど交通条件の良い位置が望ましい。

④区内位置

住民の利便性を考えた場合には、区内の中心に近い位置が望ましい。

⑤市民の日常生活における利便性

住民の日常生活の利便性を高めるため、他の公共施設、国・県等の公共機関、商業・サービス機能が一定の水準で集積されている拠点性の高い場所が望ましい。

4 植木町役場庁舎について

(1) 植木町役場庁舎の概要

敷地面積	延床面積	構造	建築時期
25,253.00 m ²	5,988.00 m ²	RC3階建	平成3年

(2) 移行に際しての区役所新設の事例

都市名	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	構造	建築費	備考
さいたま市	6,774.85	4,820.05	鉄骨	約17～ 20億円	西区
	6,005.90	4,516.14	鉄骨		南区
	3,875.45	4,729.65	鉄骨		緑区
静岡市	4,761.31	5,543.13	鉄骨	約19億円	駿河区
浜松市	6,437.32	3,693.59	鉄筋コンクリート	約10億円	南区
	5,370.36	3,769.36	鉄筋コンクリート	約10億円	東区
	7,196.15	4,097.79	鉄筋コンクリート	約10億円	西区

※平成13年の市町村合併支援プラン後に政令指定都市に移行し、区役所を新設した市。

(その他の市(堺市、新潟市、岡山市)は既存施設を区役所として活用)

※さいたま市では、当初、北区、見沼区、桜区の区役所をプレハブで仮設しており、その後、複合施設として新設を行っている。

(3) 区役所としての植木町役場庁舎の検討

「3. 区役所位置を検討するにあたっての留意点について」での留意点に従い、植木町役場庁舎を区役所の候補として以下のように検討を行う。

①既存施設の活用

新設区役所の場合、建設費用だけで10億円以上かかることから、既存施設を活用している例が多く見られる。植木町役場庁舎は、そのまま区役所に転用することが可能であり、市役所本庁舎に次ぐ候補施設である。

②用地確保の可能性

敷地面積が広く駐車場も十分に確保することができる(来客用駐車240台)。また、庁舎周辺には、芝生広場、生涯学習センターもあり、市民との協働や行政サービスの拠点としての機能も備える。

③交通の利便性

公共交通機関の利便性を考えた場合には、熊本市の中心部から放射線状にネットワーク形成されているため、熊本市役所庁舎以外の施設に区内全域から公共交通機関を利用して行くことは困難である。しかし、植木町は古くから交通の要衝の地として発展してきており、自家用車を利用した場合の利便性は高い。加えて熊本北バイパス、植木バイパスも整備が進められており、将来はさらに利便性が高まる。

④区内位置

行政区画編成をどのようにするかを検討を行っていないため、区内位置についての評価ができない。

⑤市民の日常生活における利便性

区役所の位置の決定にあたっては、利用する住民が買い物のついでに利用したり、病院の行き帰りに立ち寄りたりすることができるような拠点性の高い場所にすることが望ましい。その点、植木町役場庁舎周辺には公共施設、総合病院、金融機関、商業施設が集積しており、住民生活における拠点性が確保されている。

(4) 検討結果

前述のように、植木町役場庁舎は、既存施設の活用、用地確保の可能性、市民の日常生活における利便性などの区役所設置要件を満たしている。

区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス（諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス）業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。

行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。

②熊本市・城南町合併協議会 「第7回熊本市・城南町合併協議会における意見」

平成21年5月22日 第7回熊本市・城南町合併協議会会議録（抜粋）

城南町委員

前回の協議会の時に区役所の設置について、私の個人的な見解ということで申し上げましたけれども、先般、城南町におきまして合併検討委員会を開催いたしまして、その席で今日こちらにおみえのある委員さんから私が提案したことについて、各委員さんにお話がありました。そこで私の方からもそのお話をさせていただきまして、皆さんにお諮りしましたら全員拍手ということで非常に支持をしていただいたということでございます。そういったことで、この前私がお話しましたように、この区役所については、富合と城南を一つの地域として是非設置をしていただきたいということでございます。全国の状況を見ますと、人口的には15万とか言われております。ところが堺市では3万9千人で区役所が設置されているという所があります。それから面積についても、全国平均よりも広いということでございまして、いろんな状況からいって是非この件に関しましては、なんとか実現をしていただきたいと思っております。しかしながら、この協議会の場でももちろん要望という形でさせていただきますけれども、これは区割審議会というのが合併後に設置されて、そこで検討されるわけですからこの場で要望はしても結論は出ないんですよ。ですから、この場で結論を求めようとはもちろん思っておりませんが、そういった諸々の状況から何とかそういう形でしていただければありがたいと。皆さんも非常に喜んでおられましたので、今までの協議の中でこれが出ていれば良かったんですけども、ちょっとその中で遅ればせながらということでございますので、若干無理なお願いになるかもしれませんが、おそらく城南町の住民の方もこれに関してはほとんどの方が賛成いただけることではないかと思っておりますので、出来ればそういう形でご尽力いただければと思っております。これはお願いでございますので、是非よろしくご検討のほどお願いいたします。以上です。

会長

ただいま区割り、あるいは区役所につきましてのお願いということで委員さんの方からございました。前は個人的な意見ということでございましたけれども、今回は城南町側の意見というふうなことで再度発言をいただいたところでございます。政令指定都市移行時の行政区の区割りについてでございますけれども、その区割りにつきましては、先ほども少し触れましたけれども、例えば河川などの明瞭な地形ですとか、あるいは地物に沿って設定することが望ましいと他都市でもされているところでございます。他にも人口規模でありますとか、あるいは小中学校の通学区域なども行政区の区割りを検討する際に留意する基準となっております。様々な基準を総合的に勘案して最終的な区割りが決定されるということになるわけですが、これも先ほどお話がございましたように、最終的に第3者機関でございます行政区画等審議会、これを設置をすることになりました、この中におきまして審議会の中で行政区の区割りについては検討をし、答申をいただくというような流れで区割り案を決定してまいりますことから、審議会を設置いたしました際にはただいま城南町からということが出されましたこの要望につきまして、確実に審議会の中で報告をさせていただきたいというふうに考えておりますし、その要望を受けて審議していただくようお願いをしておりますというふうに考えております。



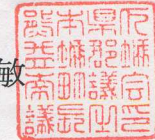
城企財第644号
城議第214号
平成21年10月13日

熊本市長 幸山 政史 様

城南町長 八幡 紀雄



城南町議会議長 戸内 敏



城南町嘱託員会長 大澤 一史



政令指定都市移行時の区割りに関する要望書

秋麗の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、先の9月県議会において熊本市と城南町の合併に伴う廃置分合議案が議決され、来年3月23日の合併に向け着実に準備も進められているところですが、合併協議開始からこれまでの間、市長をはじめ市当局におかれましては、多大なる御支援と御協力をいただきましたことに改めまして厚く御礼申し上げます。

さて、今回の合併により、政令指定都市への移行は確実であり具体的な協議、検討が進められていることと存じますが、これまで合併協議を行ってきた中で、第7回熊本市・城南町合併協議会において本町委員から政令指定都市に移行する際の区割りに関する要望が出されております。この要望は、昨年合併されました旧富合町と本町とは隣接しており、地域の一体性から見ましても昔から農業関係事業をはじめ色々な分野で連係・協力さらには交流を行っており、現在もその関係は変わっておらず、地理的に見ましても合併前の市域とは緑川を隔てており、富合・城南地域を一つとする区割りを行うことが合理的であるというもので、各種組織（団体）からも同様の意見が多数寄せられています。

つきましては、行政区画等審議会にて区割りを決定されます際には、以上のことを踏まえた区割りを行っていただきますようお願いいたします。

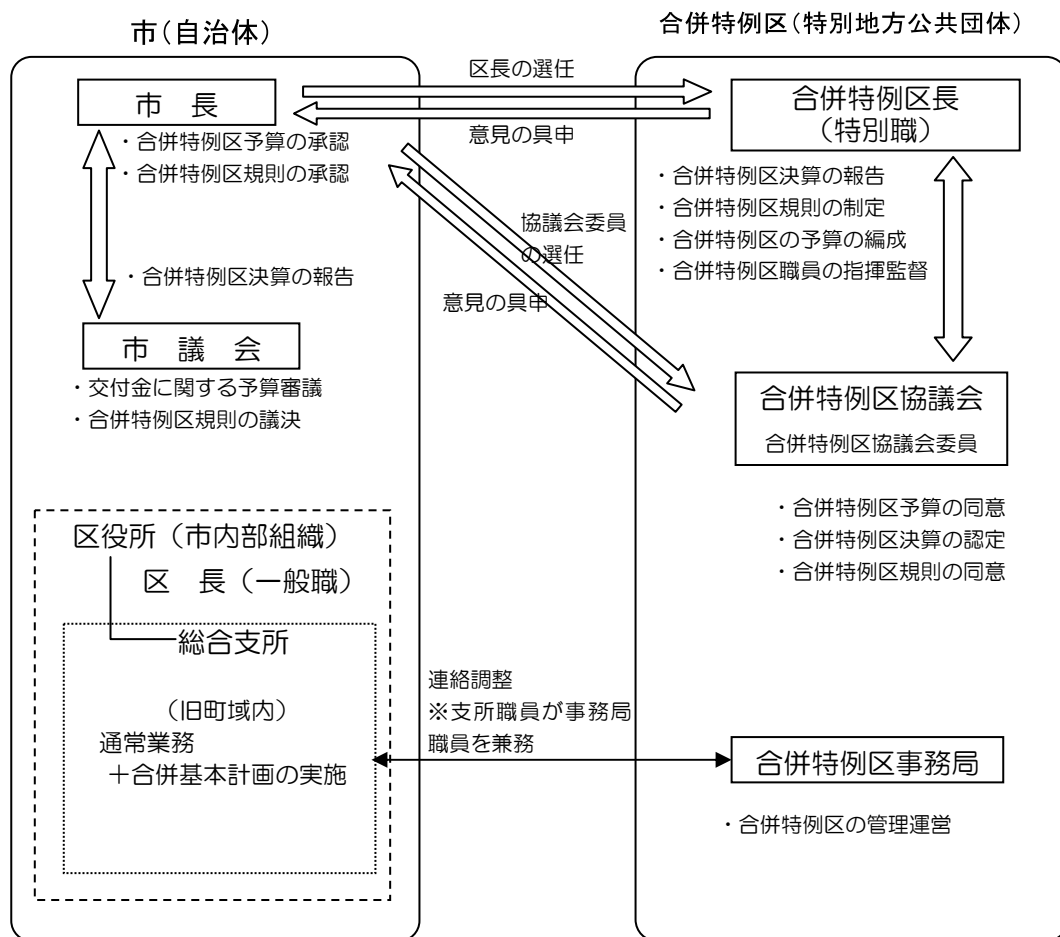
(2) 「合併特例区」と
「政令指定都市の区制」について

(2) 「合併特例区」と「政令指定都市の区制」について

1 合併特例区制度とは

合併特例区制度とは、合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の意見を反映しつつ、一定の事務を処理することにより、当該地域の住民の生活の利便性の向上を図り、**地域住民の合併に伴う不安を解消するとともに、新市の一体性の円滑な確立に向けてソフトランディングを図ることを目的とした制度**である（市町村の合併の特例等に関する法律第26条）。また、合併特例区では区域で処理する事務についての予算編成権を有する。

○市（自治体）と合併特例区



○合併特例区と政令指定都市の行政区比較

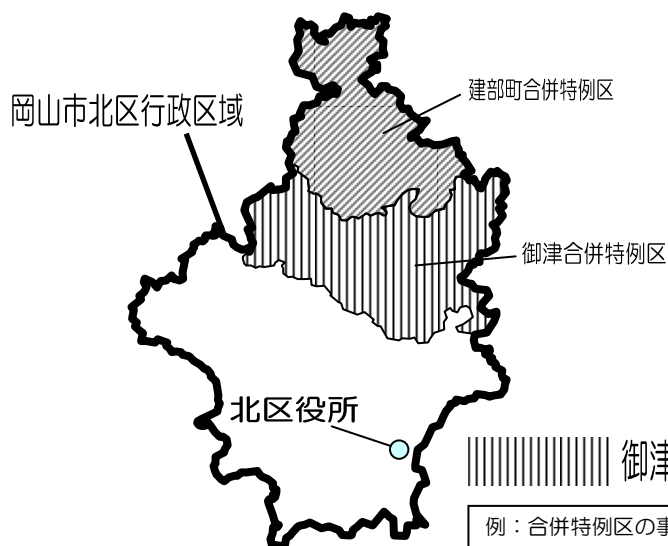
	合併特例区	政令指定都市の行政区
法人格	有り（特別地方公共団体）	なし（市の内部組織）
事務処理組織	合併特例区事務局 （総合支所の職員が兼務）	区役所
設置期間	5年以内	なし
設置区域	旧合併市町村域	市域の一部（議会で決定）
区長	有り（特別職）	有り（一般職）
予算の編成権	有り	有り
人事権	有り（合併特例区事務局内）	なし

このように、合併特例区とは法人格を有し、旧市町村単位を区域とした、いわば市域内にある特別地方公共団体である。それに対して政令指定都市の行政区とは市の内部組織の一部であり全く別の性質のものである。

2 政令指定都市における合併特例区について

既存の政令指定都市では岡山市が合併特例区制度を導入しており、旧町域の建部町・御津町・灘崎町・瀬戸町に合併特例区が設置されている。合併特例区事務局が各支所に設置され、支所職員は合併特例区業務と支所業務を兼務している。

○岡山市北区の例



建部町合併特例区

- 例：合併特例区の事業
- 建部町合併特例区が処理する事務
 - 建部町生活バス運行事業
 - 建部町スクールバス運行事業
 - たてへの森はっぼね桜まつり事業
 - 建部町納涼花火大会事業
 - 建部町伝統芸能伝承保存活動推進事業
 - 建部町伝統芸能伝承保存活動推進協議会
 - 建部町区長協議会
 - 建部町連絡区
 - 建部町自主放送運営
 - 建部町自主放送審議会

御津合併特例区

- 例：合併特例区の事業
- コミュニティバスの運行
 - ふるさとフェスティバル
 - 健康マラソン大会
 - 夏祭りinみつ
 - 区長・嘱託員協議会の運営
 - 御津スポーツパーク維持管理
 - 御津町郷土歴史資料館・交流プラザ維持管理
 - 河原低維持管理
 - 御津町農村環境改善センター維持管理
 - 地域振興イベントの実施
 - 全国獅子舞フェスタ
 - 公民館まつり
 - 大青空市
 - 町有林の維持管理
 - かながわSAKAGURA維持管理
 - 承芳ふれあい広場維持管理

3 旧富合町・城南町・植木町の合併特例区事業について

地域の特性に応じて旧町域で実施することが効果的な事務を合併特例区で行っていただくことで、合併後又は政令指定都市移行後も新市において地域自治が確立される。

主な事務の例は以下のとおりとなっている。

- (1) 公の施設の設置及び管理に関すること（公園、文化ホール等）。
- (2) 合併特例区の区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (3) 合併特例区におけるイベント及び文化・伝統の継承に関すること。

○富合町合併特例区事業

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 公の施設の設置及び管理 <ul style="list-style-type: none"> ・富合町健康づくり総合センター（雁回館） ・富合町屋外運動場（富合中学校東側） ・富合町雁回公園 ・富合町老人憩の家 ・緑川総合運動公園 2. 合併特例区の区域における地域振興イベント並びに文化・伝統の継承ふるさと祭事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと祭事業 ・健康の里フェスティバル事業 ・産業祭事業 ・町民体育祭事業 ・町内駅伝大会事業 ・文化祭事業 ・成人式事業 ・さわやか学級事業 | <ol style="list-style-type: none"> 3. 合併特例区の区域におけるコミュニティ関連施策公の施設の設置及び管理 <ul style="list-style-type: none"> ・区長会活動事業 ・体育協会 ・文化協会 4. 九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業 <ul style="list-style-type: none"> ・九州新幹線総合車両基地関連受託事業 ・新幹線建設事業に伴う支援機構及び地元調整 ・JR鹿児島本線富合新駅設置に向けた協議 ・富合町新幹線対策協議会 5. 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業 <ul style="list-style-type: none"> ・腹部超音波健診事業 ・ふるさと総合健診事業 |
|--|---|

○城南町合併特例区事業

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. コミュニティ関連施策 <ul style="list-style-type: none"> ・自治活動（嘱託員会）支援事業 ・体育協会活動支援事業 ・文化協会活動支援事業 ・防犯パトロール隊活動支援事業 2. 地域教育支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援事業 ・火の君教育研究所事業 ・人材育成活動助成事業 ・英語指導助手事業 ・人権教育啓発事業「人権フェスタ」 | <ol style="list-style-type: none"> 3. 地域振興イベント並びに文化及び伝統の伝承 <ul style="list-style-type: none"> ・成人式事業 ・戦没者慰霊祭事業 ・福祉まつり事業 ・火の君まつり事業 ・夏まつり事業 ・町民体育大会事業 ・ウォークラリー大会事業 ・チーム対抗ボート大会事業 ・熊本10マイル公認ロードレース大会事業 ・スポーツ教室 |
|---|---|

○植木町合併特例区事業

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. コミュニティ関連施策 <ul style="list-style-type: none"> ・自治（地域）活動支援事業 ・植木町地域魅力アップ推進事業 2. 観光振興 <ul style="list-style-type: none"> ・植木町観光協会助成事業 ・植木温泉納涼花火大会助成事業 ・植木温泉観光振興助成事業 ・観光案内人助成事業 3. 公の施設の設置管理 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡「田原坂」公園（田原坂資料館を含む） ・植木町文化ホール | <ol style="list-style-type: none"> 4. 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承 <ul style="list-style-type: none"> ・植木町はってん祭事業 ・地域農業活性化事業（すいか祭りなど） ・田原坂ウォークラリー事業 ・田原坂健康マラソン事業 ・民謡「田原坂」全国大会事業 ・西南の役田原坂戦没者追悼式事業 ・植木・玉東「西南の役フィールドミュージアム」事業 ・植木町文化ホール自主文化事業 ・植木町生涯学習自主講座事業 ・敬老会事業 ・植木町戦没者追悼式事業 |
|--|--|

(3) 区役所の機能について

(3) 区役所の機能について

1 区制度の意義

政令指定都市の行政組織最大の特徴は、市域を分割し、各地域単位に区（行政区）を設置することにある。

地方自治法 第252条の20

指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

区の設置の主な目的は、都市規模や都市機能・行政組織等が大きくなると、市民と行政との距離が遠くなりがちなことから、市域を適切に区画することにより、日常生活に密着した行政サービスを提供するとともに、市行政と住民との距離をより短くし、区域の実情に応じたきめ細かな施策を行うなど、区ごとの個性を活かしたまちづくりを進めることにある。

また、都の特別区及び財産区が特別地方公共団体として法人格を有し、それ自体の事務、財産、収支を持つのに比較して、政令指定都市の区は、法人格を持たず、行政区と称される行政上の区画及び内部組織である。

区の事務所である区役所は、区域的に長の権限に属する事務を分掌するものであり、出先の組織である。ただ、行政区の事務所であることから、法令により区を市とみなしたり、市に関する規定を準用しているものがあることから、選挙管理委員会の設置及び選挙区の特例が設けられていることなど特徴がある。

2 区の所掌事務

○小区役所制と大区役所制

区は、市長に属する事務を分掌することとされているが、具体的には、法令により区・区長が処理することとされている事務（戸籍法、住民基本台帳法、外国人登録法等）と、地方自治法第153条第1項により市長から区長へ事務を委任された事務があり、委任事務の範囲は、それぞれの市の裁量に委ねられている。

【区長委任事務の他都市の例】

印鑑登録及び印鑑登録証明の交付、課税・納税証明の交付、税・料の賦課徴収、埋火葬の許可、道路占用許可及び占用料の徴収、所管の公の施設の利用許可及び使用料徴収など

既存の政令指定都市では、小区役所制としている都市は行財政の効率的で均衡ある行政サービスを提供すること等を優先し、大区役所制としている都市は、区役所でほとんどの行政サービスを区民に提供すること等を優先して区役所に持たせる権限、機能を決定している。

①他都市の状況

小区役所制（8市）	大区役所制（10市）
名古屋市、さいたま市、千葉市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市	札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、新潟市、浜松市、広島市、北九州市、福岡市、岡山市

②小区役所制・大区役所制のメリット・デメリット

	小区役所制	大区役所制
メ リ ツ ト	①身近なサービスを提供しつつ、簡素で効率的な行財政運営が可能となる ②多くの事務を本庁で一元的に処理するため地域格差が出にくい	①区役所で完結できるサービスが多くなる ②区役所において多様な住民ニーズへの対応が図られるとともに、専門的なサービスの提供も可能となる
デ メ リ ツ ト	①地域で対応できる事務が限定的となり、本庁へ行かなければならないこともある	①組織や人員が大きくなりやすく、事務の効率化が図られにくくなる ②職員数、庁舎に訪れる市民の数も多くなり、既存の施設では手狭になるため、新しい庁舎の建設も必要となる

3 区役所の出先機関

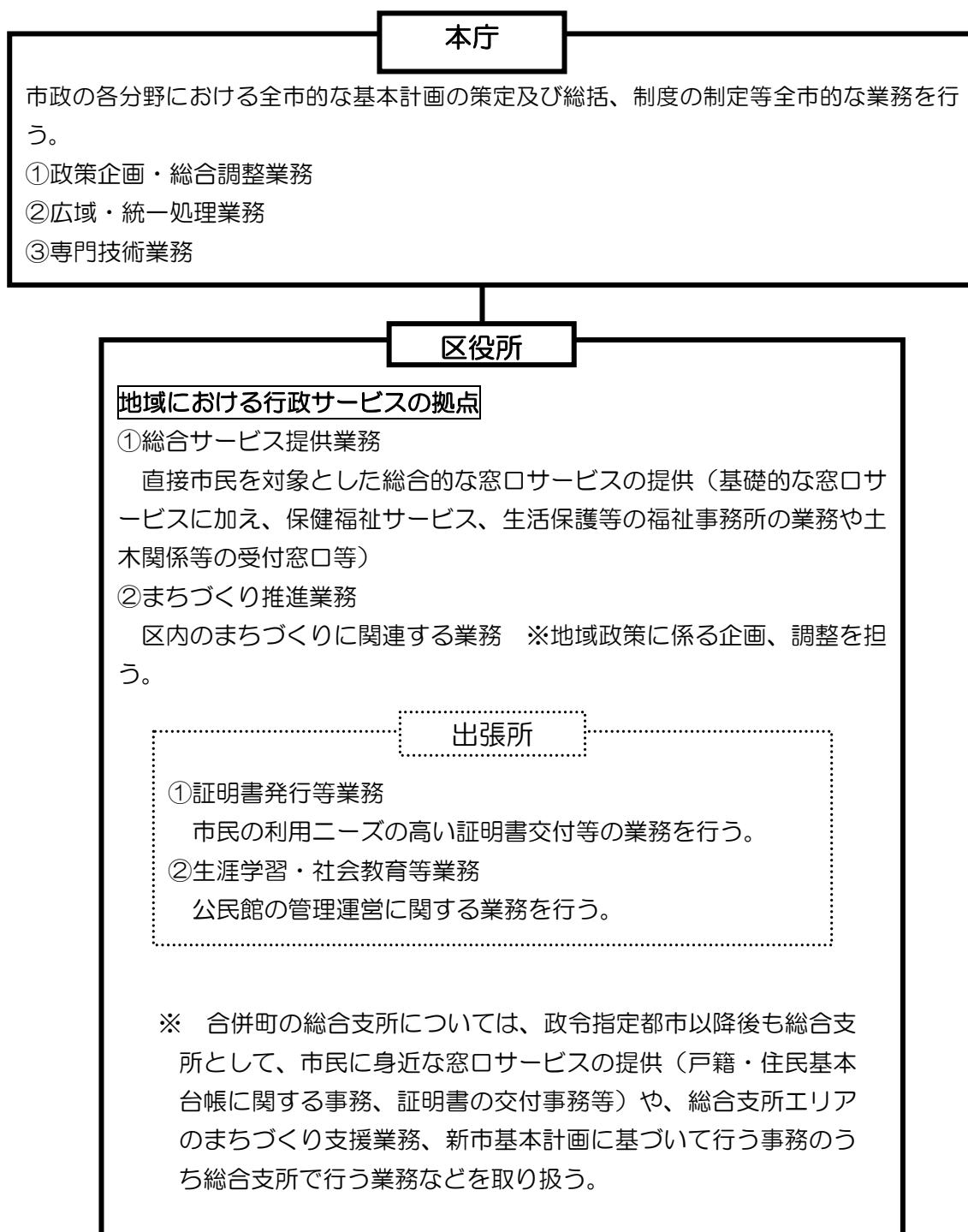
区役所の出先機関として、出張所、連絡所、サービスコーナー等が設けられている市が多い。出張所は「区役所まで出向かなくともすむ程度の簡単な事務を処理するために設置する、窓口延長（行政実例）」と位置づけられている。また、市役所直轄の出張所を設けることはできない。（地方自治法第252条の20第1項）

熊本市における政令指定都市移行時の区役所機能について

1. 基本方針

- ① 本庁の業務は、企画、人事、財政をはじめ、福祉、産業、都市計画などの市全体に係る政策企画、総合的な管理調整などの業務、災害対策や電算処理など、統一かつ集中的な処理が必要な業務、建築確認や産業廃棄物指導など個別の専門性が必要な業務などの全市的なものとする。
 - ② 区役所をきめ細かな行政サービスを提供する区の拠点として位置づけ、住民生活に密接に関連する事務を総合的に処理できる体制をとり、区役所で窓口サービスが完結するような体制をとることで住民の利便性を向上させる。
 - ③ 区役所では、地域の個性や特性を生かした区単位の自主的、自立的なまちづくりの推進を図り、区民や自治会などの地域におけるコミュニティ組織の意見を反映させるようなまちづくりの仕組みや、区のまちづくりに区民が参加しやすい仕組みをつくることで、市民協働のもと、地域に密着した特色あるまちづくりや、住民ニーズに応じたまちづくりを推進する。
 - ④ 区役所で行う市民サービスについては、原則としてどの区役所においても利用できるような体制をとる。
 - ⑤ 区役所の窓口機能を補完する出張所を設置し、市民の利用ニーズの高い住民票等の証明書の交付等業務や公民館の管理運営等の業務を行う。
- ※ 合併町の総合支所については、政令指定都市以降後も総合支所として、市民に身近な窓口サービスの提供（戸籍・住民基本台帳に関する事務、証明書の交付事務等）や、総合支所エリアのまちづくり支援業務、新市基本計画に基づいて行う業務のうち総合支所で行う業務などを取り扱う。

2. 区役所設置後の行政体制のイメージ



政令指定都市移行時の区役所機能(案)

部署		主な業務
区役所	総務企画部門	区の統括管理、文書管理、統計、財産管理、予算管理、防災、選挙管理委員会事務局等の業務
	まちづくり推進部門	区の地域振興事業、広報、広聴、自治会、交通安全、防犯、環境、総合相談窓口等の業務
	市民生活部門	戸籍、住民基本台帳登録、外国人登録、印鑑証明、諸証明発行等の業務
	税務関係部門	個人市民税・県民税(普通徴収分)の賦課、固定資産税・都市計画税の賦課、原動機付自転車等の標識交付、納税相談・窓口収納、各種税証明等の業務
	健康福祉部門	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、各福祉医療制度申請等の業務 母子・健康増進・精神保健事業、特定疾患対策事業、栄養事業、歯科保健事業、結核等感染症対策等の実施等の業務 高齢者・身体障害者手帳・療育手帳の受付・交付、知的障害者福祉に関する相談・援護、介護保険の認定・サービス利用に関する相談等の業務 生活保護の申請・相談の業務 児童手当・児童扶養手当の認定・支給、母子・寡婦福祉に関する相談・援護等の業務 保育園の入退所等業務
	産業振興部門	農林水産業の振興事業、農業施設の整備・維持管理及び土地改良事業等の業務
	土木部門	市民からの要望が多い歩道新設・改良、反射鏡・照明灯・防護柵の設置、区画線の補修、舗装打換、舗装新設、側溝の新設・改良、道路幅員拡大に伴う整備等の受付業務(区長の権限により、土木センターが実働を行う。)
	出張所	市民の利用ニーズの高い窓口サービスの提供(証明書の交付事務等) 公民館で行う生涯学習・社会教育関係業務

※合併町の総合支所については、政令指定都市移行後も総合支所として、市民に身近な窓口サービスの提供(戸籍・住民基本台帳に関する事務、証明書の交付事務等)や、総合支所エリアのまちづくり支援業務、新市基本計画に基づいて行う事務のうち総合支所で行う業務などを取り扱う。

(4) 行政区画編成及び区役所
位置の検討に当たっての
基準についての考え方
(既存政令指定都市の例)

(4) 行政区画編成及び区役所位置の検討に当たっての基準についての考え方（既存政令指定都市の例）

①行政区画編成の検討に当たっての基準についての考え方 （既存政令指定都市の例）

1 人口規模

行政区（以下「区」という。）の人口規模は、既存の政令指定都市の区の状況を参考としながら、きめ細かい行政サービスの提供と適切な行政効率との均衡、区の機能などを総合的に考え合わせ、各市とも概ね10万人から20万人程度を基準としている。

実態としては、区の人口は、およそ4万人から31万人までの幅があり、1区当たりの平均人口はおよそ15万人となっている。

2 面積規模及び地形・地物

区的面積規模については、人口、地形のほか、区役所までの時間距離等の地理的条件や交通体系といった実情に配慮されている。

実態としては、区的面積は、およそ4km²から1,000km²を超えまで各市の間で広狭の差が大きく、同じ市の中でも区間の差が見られる。

また、区の境界については、各市とも、一般的に認識しやすく、地域の歴史的な形成にも関わってきた河川などの明瞭な地形・地物に沿って設定することが望ましく、区は地理的に見て自然な形状となるようできる限り配慮している。

3 地域コミュニティ及び通学区域

区における住民自治を尊重する観点から、町内会等の住民自治組織については、できるだけ区の区域の中に包摂して、その組織、活動単位等の大幅な再編成を必要としない区の編成とすること、また、市民の利便性や一体感の醸成等の観点から、区の区域が市民の日常生活圏域と適合することに配慮すべきとする市が多い。

通学区域（小学校区及び中学校区）は、地域住民の身近な生活圏域であり、地域コミュニティとしての性格にも鑑み、各市とも、校区を区の区域と一致させるよう配慮すべきとしている。

4 公共機関の所管区域及び選挙区（国・県）

市民の利便性や行政の効率性の観点から、各市とも、区の区域は、国・県等の公共機関（法務局、税務署、警察、郵便局等）の所管区域とできる限り整合性を確保することが望ましいとしている。

また、国・県の議員の選挙区についても、留意することが望ましいとしている。

②区役所位置の検討に当たっての基準についての考え方 (既存政令指定都市の例)

1 既存施設の活用

総合出先機関となる区役所には、その施設に一定程度の規模が求められるとする一方、政令指定都市移行までの限られた期間内に区役所の体制を整備するため、行財政状況も考え合わせ、市有施設など既存施設の有効活用を最大限考慮する必要があるとしている市が多い。

2 用地確保の可能性

大都市行政における市民との協働や行政サービスの拠点となることから、区役所の用地はゆとりある広さが望ましく、また、公共交通体系等を踏まえ、駐車場の用地確保にも留意する必要があるとする一方、政令指定都市移行までの限られた期間内に適当な規模の用地が確保できる可能性があることを必要としている市が多い。

3 交通の利便性

区役所までの時間距離ができる限り短くなるよう、道路や鉄道、バスなど交通条件のよい位置が望ましいとしている市が多い。

4 市民の日常生活における利便性

住民の日常生活の利便性を高めるため、他の公共施設、国・県等の公共機関、商業・サービス機能が一定の水準で集積されている場所が望ましいとしている市が多い。

〔参考資料〕区割りに当たっての考え方・基準

		静岡市	新潟市 (全国の平均)	浜松市	岡山市
行政区画の編成	人口規模	20～25万人 各区で専門性を発揮するため	概ね10万人 (全国の平均) 既存政令市の状況、規模が小さいと区の数が増え効率が損なわれ一方、行政サービスの提供や住民協働からは小回りの利く規模が求められることを考慮	原則として10～20万人 効率性と市民自治、既存の政令指定都市を参考とするが、画一的な設定が適当でない場合がある	きめ細やかな行政サービスや地域づくりに担える組織と行政効率や財政負担とのバランスに配慮し、区の人口は約15万人～20万人程度、区の数には3区ないし4区とすることが適当と考えられる。
	面積規模	地形、土地の利用状況等から、基準的な規模を設定することは困難 旧静岡市は、市街化区域面積は均衡を保つ	区の中心地まで遠いと感じられない距離		面積規模は、他の基準との関係で考慮することとどめ、また、区の境界が地域の歴史的な形成に関わってきた明瞭な地形・地物に併うとともに、区の形状が地理的に見て自然なものとなるようできる限り配慮する。
	地形・地物	安部川以東はJR線を南北の区画線に、安部川以西は旧村の区域界を基本とする	社会生活上の大きな分断要素であり、区画線として考慮する	地域分断として考慮することが望ましいが駅や橋により交流が盛んになることもあり、必ずしも分断要素とならないことにも留意	
	地域コミュニティ	町内会・自治会組織の区域に十分配慮した 部分的に区分された地区では従前の区域を尊重されたい	地域コミュニティや町字の区域を考慮する	自治会単位を可能な限り尊重し、町字は分断しない	住民自治を支える住民意識や身近な生活を重視し、市政運営と市民生活の基礎的な単位である地域コミュニティ（町内会等）や通学区域を分断しないことを基本とする。
	通学区域	十分配慮した 区分された区域では、実情に合わせ区経過措置を適用するよう配慮されたい	小中学校の通学区域を分断しないよう考慮する	行政区と通学区域は一致させることが望ましい	
	関係行政機関の管轄区域	十分配慮した 部分的に不都合な地区が生じた、各行政機関に対して、行政区画等も整合を要求されたい	関係機関の所管区域、土地利用、交通体系、都市計画の状況を考慮する	考慮することが望ましい	国・県等の公共機関の所管区域や選挙区とできる限り整合性を確保することが望ましい。
	その他の基準・付帯意見	静岡・清水の旧市街の区域は基本的な枠組み 将来的な分区分、再編の検討を要望 新設の区役所への交通利便性の確保	旧新潟市を除く合併関係市町村は境界を分断しない 旧新潟市は、支所・出張所の境界を基本的に区画線とするよう努める 交通網の整備を検討	旧市町村の境は尊重 国・県の議員の選挙区、交通体系、土地利用等を考慮することが望ましい	
	考え方	旧静岡・清水両市役所の位置としてそれぞれ庁舎を区役所として利用立地、公用地が確保できる点、他の公共施設に近接している点を勘案し選定	既存施設の活用 用地確保の可能性 交通の利便性 日常生活上の利便性 地域的発展の動向	既存施設の活用 用地確保の可能性 交通の利便性 日常生活上の利便性 地域的発展の動向	交通体系に考慮しながら、できる限り既存施設を活用することが望ましい。
	整備・活用状況	既存施設の活用 2 新設 1	既存施設の活用 8 新設 0	既存施設の活用 4 新設 3	既存施設の活用 4 新設 0
	区役所位置				

